

## 「広報あしや」及び「芦屋市ホームページ」広告掲載取扱要領

「広報あしや」広告掲載取扱要領（平成20年4月1日から施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、芦屋市有料広告の取扱いに関する要綱（平成20年芦屋市要綱。以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、芦屋市（以下「市」という。）が発行する広報紙「広報あしや」（以下「広報紙」という。）及び市がインターネット上に公開しているホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（掲載の範囲）

第2条 広報紙及びホームページに掲載できる広告は、市の広報媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、中立性のあるものとし、要綱第3条及び芦屋市広告掲載の取扱基準（平成20年芦屋市基準）及び次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

(1) 公益性及び公共性が認められないもの

(2) 法令等に違反するおそれのあるもの

ア 不当景品類及び不当表示防止法の表示規制に抵触するおそれのある広告

イ 医療法、薬事法、医薬品医療機器等法等の広告制限に抵触するおそれのある広告

ウ 健康増進法の誇大表示に抵触するおそれのある広告

エ 特定商取引に関する法律の広告規制に抵触するおそれのある広告

オ 独占禁止法に違反する建築条件付き宅地の広告

カ 著作権法に違反する広告

キ その他法令等に抵触する恐れのある広告

(3) 社会的、市民生活的な観点から適切でないもの

ア 市で指名停止を受けている事業者の広告

イ 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体などその構成員がその活動のために利用する広告

ウ 暴力的行為を助長する表現又は著しく性的感情を刺激する表現である広告

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業及び兵

庫県青少年愛護条例で規制される営業行為等の広告

オ 探偵事務所、興信所等の調査会社に関する広告

カ 貸金業法第2条に規定する貸金業の広告

キ 文部科学省又は都道府県の認可を受けていない学校（国などの公的機関の助成制度などの適用を受けている団体を除く。）の広告

ク 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告

ケ 人権侵害、差別等を助長する広告

コ プライバシーを侵害するおそれのある広告

サ 政治性のある広告又は選挙に関する広告

シ 宗教性のある広告又は迷信、非科学的なものに関する広告

(4) 消費者保護の観点から適切でないもの

ア 将来の利益を誇示したり、元本保証と認識されるような投資信託等の経済行為に関する広告

イ 医薬品・医薬部外品・化粧品・健康食品などの広告で、許可の範囲を逸脱した効能や効果を表現したり、不当に安全性を強調したりなどする広告

ウ エステティックサロン、美顔、痩身、脱毛、美容整形などの施術、役務サービス業の広告

エ 自己の優位を強調するため、他の商品と比較する表現の広告

オ 投機、射幸心をあおったり、内容が虚偽誇大など、過度な宣伝により市民の的確な判断を誤らせる広告

カ 住宅等の分譲物件については、次の各項に該当しない広告

ア) 市内の物件であること

イ) 事業主が東京証券取引所の上場企業であること。ただし、事業主が共同企業体の場合、構成員のうち1社以上が上場企業であること。または、事業主もしくは共同企業体の構成員のうち1社以上が以下の条件をみたすこと。

・上記の上場企業の100%出資子会社及びその100%出資子会社であること

・上場企業が主要株主でグループ企業、銀行、生保で発行済株式総数の過半数を保有していること

・国・地方公共団体等であること

ウ) 広告対象物件が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年6月23日法律第81号）に規定された瑕疵保証制度および住宅性能表示制度の適用を受けていること

- エ) 市内で、戸別住宅、集合住宅、建築条件付宅地を提供した実績があること
  - カ) 開発許可や建築確認を受けている物件のシリーズ広告・予告広告
  - キ 結婚相談所又は交際紹介業に関する広告
  - ク 特定商取引に関する法律で、訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引と規定される業種に関する広告
  - ケ 店舗販売を行わず、通信販売のみを行う事業者の広告。ただし、特定商取引に関する法律第30条に規定する「通信販売協会」に加盟している事業者を除く。
  - コ 募金など資金の募集に関する広告。ただし、国の免許、認可などを受けたものを除く。
  - サ 割引サービス等を表示した広告
  - シ 靈感商法など不良商法と認めるものの広告
- (5) その他に適切でないもの
- ア 皇室関係の写真、紋章を使用した広告
  - イ アマチュアスポーツの選手又は団体の役員の氏名、写真又は推薦文等を使用した広告
  - ウ 氏名、肖像など本人に無断で使用した広告又は明らかに模倣若しくは盗作などとみなされる表現の広告
  - エ 個人・団体の意見広告と名刺広告
  - オ 国土地理院の地図を無断で使用した広告
  - カ 業務妨害のおそれのある広告
  - キ 本市が推奨、保証、指定等をしているような誤解を招く表現の広告
  - ク 営業開始から1年以内の企業（芦屋市関連施設、公共団体の産業用地等への進出企業、申込み時に市が求める審査書類を提出でき、特に問題がないと認める企業は除く。）の広告
  - ケ 色彩やデザイン、写真が著しくけばけばしく、広報媒体との調和を損なうおそれのあるもの
  - コ 品位を損なう表現のもの
- (広告の優先順位)

第3条 広告の優先順位は、次の順序によるものとする。

- (1) 公共団体ならびにこれらに類するものが行う公共性の高い広告
- (2) 市民の日常生活に関連する公共的性格のある私企業等で、市内に事業所等を有するものが行う公共性の高い広告

(3) 市内に事業所等を有するものが行う広告

(4) 前3号に掲げる広告以外の広告

(広告の大きさ及び掲載位置)

第4条 広告の大きさ及び掲載位置は、広報を担当する課の課長が決定する。

(広告の取り扱い)

第5条 広報紙及びインターネットへの広告の掲載に関する事務は、広告取扱業者に  
取り扱わせるものとする。

(広告原稿の作成)

第6条 広告取扱業者は、広告原稿作成に当たって、あらかじめ市と協議し、完全原  
稿を市が指定した期日までに市へ提出するものとする。

(広告の掲載方法)

第7条 広告原稿で、表現内容の掲載にふさわしくないとと思われるもの、又は第2条  
に抵触するものは、部分的な作り直し、又はスポンサーの変更を指示する。

(広告取扱業者の決定)

第8条 広告取扱業者は、毎年度、市の指名により見積書を提出した者のうち、最高  
の価格をもって申し込みをした者によって決定する。

(広告主の募集)

第9条 広告取扱業者は、この要領の第2条に従って広告主を募集する。

2 新たな広告主については、事前に市との協議のうえ選定する。

(広告主の責務)

第10条 広告の内容等に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、広告主  
の責任及び負担において解決することとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。